

児童の障害の程度（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3）

1 級

1	次に掲げる視覚障害（R4. 4. 1 改正） イ 両眼の視力がそれぞれ 0. 03 以下のもの ロ 一眼の視力が 0. 04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
2	以下変更なし

2 級

1	次に掲げる視覚障害（R4. 4. 1 改正） イ 両眼の視力がそれぞれ 0. 07 以下のもの ロ 一眼の視力が 0. 08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
2	以下変更なし